

物 品 購 入 等 仕 様 書

件 名	自動精算機の購入				
納 入（履 行） 場 所	神奈川県横浜市金沢区福浦3-9 公立大学法人横浜市立大学附属病院2階会計及び1階救急外来				
納 入 期 限 （履 行 期 間）	☒ 令和9 年 3 月 31 日 ☐ 契約締結した日から 日以内 ☐ 年 月 日 から 年 月 日 まで				
支 払 方 法	前 金 払	☒ しない ☐ す る			
	部 分 払	☒ しない ☐ す る （ 回以内）			
物品完納、受領検査合格の後、適法な請求書に基づく支払いとする。					
納入時の ☒ 据付調整, ☒ 動作確認, ☒ 既存機器撤去 を契約に含む。					
据 付 調 整 動 作 確 認	本装置を据付調整の後、担当者立会いの下に動作確認及び性能試験を行い、本仕様を満たしていることを確認すること。				
機 器 操 作 説 明	☒ 必 要 ☐ 不 要 実機を用いての説明（取扱説明書に基く口頭説明、他） 本システムに必要なマニュアル等は全て提出すること				
そ の 他 特 記 事 項	梱 包 の 開 封	☒ 契約に含む ☐ 契約に含まない		梱 包 材 の 撤 去	☒ 契約に含む ☐ 契約に含まない
	<ul style="list-style-type: none">機器搬入の際は、必要に応じて通路などを養生し、建物、その他設備などに損傷を与えないこと。機器搬入及び設置に当たっては、本学の業務に支障を与えないよう短時間で行うこと。また、安全に留意し作業手順等を含めて検討し、事前に本学担当者と打合せを行うこと。機器搬入及び設置に当たり疑義が生じた場合は双方で協議し、解決するものとする。本契約の履行に当たり知り得た情報は、本学の承諾無く第三者に漏らしてはならない。				
製 品 保 証 等	<ul style="list-style-type: none">納品者は、故障時のメーカー等への取次ぎ、消耗品の販売、情報提供等の必要なサポートサービスを確実に提供できる者であること。納入された製品は、その性能の範囲を外れた、又は本来の用法に反した使用の場合を除くほか、納品検査完了日から起算して1年間の無償保証とする。				
発 注 担 当	附属病院	医事課	Tel	045-787-2893	担当 日比野
契 約 担 当	附属病院	医学・病院企画課	Tel	045-787-2808	担当 君島

自動精算機の更新業務仕様書

公立大学法人

横浜市立大学附属病院

1 物品の名称

診療費支払機

2 主な作業、調達物品および調達数量

- (1) 診療費支払機（後面仕様） 本体 4 台
- (2) 診療費支払機（前面仕様） 本体 2 台
- (3) 監視パソコン 2 式
- (4) カード決済用ルータ 1 台
- (5) SE 費用・領収書プログラム作成費用 1 式
- (6) 各キッティング費用 1 式
- (7) 納品設置料 6 式
- (8) 立会指導料 1 日

3 調達物品の機能および性能等

(1) システム基本機能

- ア 本院の医事会計システムと診療費支払機を TCP/IP 方式で LAN 接続し、ソケット通信で送受信が行えること。
- イ 接続方法は、各診療費支払機がそれぞれ医事システムと直接通信する仕組みを取り、障害発生時に一斉にダウンしない仕組みであること（管理サーバ経由の通信でないこと）
- ウ 医事会計システムから送信される以下の内容が受信できること。
 - ・領収書、診療明細書発行に必要な情報
 - ・予約券発行に必要な情報
 - ・お薬券発行に必要な情報
- エ 医事会計システムから送信されるフラグの内容により本院の運用で診療費支払機での収納を制限できること。
- オ 診療費支払機に請求額が入金されることにより、医事会計システムの未収情報が入金済みとなること。
- カ 拡張機能として、診療費支払機インターフェースを利活用し医事システム（属性連携、未収消込連携、領収書・明細書発行連携）と連携をした「後払いシステム」の導入が可能なこと。

(2) 診療費支払機本体

- ア 以下のいずれの操作でも、本体画面に未収の外来請求額及び入院請求額が表示できること。
 - ・診察券（磁気カード・JIS II 型）を本体に組込まれたカードリーダーに挿入した場合
 - ・患者 ID のバーコードが印字された任意の用紙を本体内蔵のバーコードリーダーにかざした場合
- イ 日常業務（現金装填・回収、領収書準備等）について、前扉運用にて操作が出来ること。（1F 救急 1 台・2F 外来 1 台）
- ウ 日常業務（現金装填・回収、領収書準備等）について、後扉運用にて操作が出来ること。（2F 外来 4 台）

- エ 省電力対策のための人体センサー機能、操作補助用として本体前面に手すりがあること。
- オ つり銭切れ、用紙切れ、その他の異常を感知する機能を備えていること。
- カ カード（診察券）／領収書／診療明細書／つり銭紙幣／つり銭硬貨の排出時は、完全に抜き取られるまでセンサー検知を行い、警告音と音声案内メッセージによる取り忘れ防止のための案内ができること。
- キ 領収書、診療明細書発行以外の機能として 80mm 幅のサーマルプリンタを装備し、以下の帳票が機器本体から出力できること。
 - ・カード利用明細書の発行 ※利用者控 1 枚
 - ・カード取消時のマイナス（取消）利用明細書の発行 ※加盟店控・利用者控各 1 枚
 - ・現金補充・回収時の金種別明細（操作前金種一覧／補充・回収金種一覧／操作後金種一覧）
- ク アンカー固定不要で設置できること（設置環境によりアンカー固定対応も行えること）。
- ケ 定期的な更新を必要としないホワイトリスト方式のウィルス対策ソフトを搭載していること。
- コ 使い方を分かりやすくするため、LED による操作誘導と音声ガイダンスを標準装備していること。
- サ 係員機能としてつり銭の追加補充、つり銭交換ができること。
- シ 係員呼出ボタンは専用配線不要で対応できること。
- ス 停電時に取引データの破損を防ぐためバッテリーを内蔵していること。
- セ 本体電源及び、取扱時間、再起動時間、カード決済運用切替時間のタイマースケジュール設定ができること。
- ソ 職員が現金操作等をする際は操作履歴を残せること。また、ID/パスワードにより担当する職員以外が操作できないこと。

(3) その他性能・機能

- ア 前扉を開けて操作をする際に、機器本体内部に係員操作専用モニタを装備していること。
- イ エラーが発生した際は、前面画面及び係員操作専用モニターに内容が表示されてエラー解除箇所の特典ができ、エラー解除手順をアニメーション表示することで操作が簡単にできること。
- ウ 診察券を取り忘れた際の対応として、任意の設定時間経過後に専用の鍵付き取忘れ回収ボックスへ取込む機能を有し、休止することなく次の取引が行えること。
- エ 診察券を専用の鍵付き取忘れ回収ボックスへ取込んだ際は、監視モニタ及び機器本体の係員メニューで取り込みカードの有無及び枚数が確認できること。
- オ 紙幣・硬貨詰まりの際は、エラー解除で取り除いた現金について、「橙色：病院側の機内のお金か」「青色：（患者側に返却する）機外のお金か」、画面に表示されるメッセージの色などで明確に区分できる詳細な案内が可能であること。
- カ エラー解除操作において、紙幣・硬貨の未返却の金種明細情報を表示する機能を有していて、患者側に返却する金種明細の確認が可能なこと。
- キ 支払者から入金額の異議があった場合、お支払いが完了している場合は、診療費支払機の画面と監視モニターで取引結果（何の金種を何枚入れたか等）の内容を印刷して、患者様に説明する手段があること。

ク 操作履歴の取引内容は、診察券挿入、バーコード読取、入金金種、出金金種、取消操作、硬貨
つり銭取り忘れ、診察券取り忘れ回収、取引エラーコード等を、患者様に画面の内容を見せなが
ら説明することができること。

(4) 画面表示機能

- ア 15 インチ以上の TFT カラー液晶タッチパネルディスプレイであること。
- イ 左右側面 30 度以上の角度からは画面が見えないプライバシー対応モニタであること。
- ウ 操作画面が左右から見えないように、サイドパーテーションがあること。
- エ 医事システムから送信される情報により患者氏名、受診年月日、診療科名、請求額（受診日・
受診科毎）、請求額合計が画面に表示できること。
- オ 受診年月日、診療科名及び請求額は、画面操作にて診療科明細の表示、非表示の切替えが可能
なこと。
- カ ボタン操作により日本語、英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語、ポルトガル語、ベトナム
語の画面表示切替え機能があること。
- ク 本院で使用している診察券・バーコードの実物画像を取引開始画面で表示することが可能なこ
と。
- ケ 高齢者の利用に配慮した機能として、請求金額及び釣銭金額の金額情報を音声再生対応ができ
る機能を有し、運用後の変更が病院で可能なこと。
- コ 高齢者の利用に配慮した機能として、医事システムから送信される生年月日情報により、音声
案内の音量及び速度を自動変更できる機能を有し、運用後の変更が病院で可能なこと。
- サ 入金確認ボタン対応／入金オートスタート対応のどちらでも選択でき、運用後の変更が可能な
こと。

(5) 金銭処理部

- ア 貨幣識別レベルは、金融機関レベルの識別基準で、偽装紙幣や偽造硬貨、外貨の収納を防止で
きること。
- イ 偽造貨幣や外国貨の誤認識による違算金を防止するため、硬貨の識別に「画像イメージ照合機
能」を有していること。
- ウ 紙幣・硬貨のリサイクル（還流）機能を有し、つり銭補充/機内現金の回収頻度を軽減できる
こと。
- エ 入金処理において、以下の全金種の取り扱いができること（2 千円以外は還流できること）。
 - ・紙幣 全金種：1 万円・5 千円・2 千円・1 千円
 - ・硬貨 全金種：500 円・100 円・50 円・10 円・5 円・1 円
- オ 入金方法は入院支払いにも対応する為、一度の投入で紙幣 100 枚以上、硬貨 100 枚以上の一括
混在投入ができること。
- カ 入金現金については、紙幣・硬貨ともに 100 枚の一時保留する機能を有し、操作取消し時には
患者様とのトラブルを防ぐため投入現金の現物返却ができること。

- キ 紙幣入金口にはブロッカー等により開口を狭めることで紙幣入金口は異物投入対策や投入時エラー対策が可能であり、かつ補充時には開口を広げることで大量補充が可能なこと。
- ク 2024 年 7 月発行の新紙幣対応機であること。
- ケ 出金処理において、以下の全金種の取り扱いができること。
- ・紙幣 3 金種：1 万円・5 千円・1 千円
 - ・硬貨 全金種：500 円・100 円・50 円・10 円・5 円・1 円
- コ 出金方法は、紙幣 30 枚以上、硬貨 100 枚以上（混合一括出金）ができること。
- サ 本体に、紙幣合計 1700 枚以上収納できること。また計数スピードは毎秒 5 枚以上であること。
- シ 紙幣計数スピードは毎秒 5 枚以上であること。
- ス 本体に、硬貨合計 2700 枚以上収納できること。
- セ 入金時、紙幣の間にレシート等が混ざっていた場合は、取引を休止することなく、紙幣出金口から異物のみ排除される機構であること。
- ソ 硬貨投入口に異物が投入された際は、取引を休止することなく診療費支払機にある異物排除 BOX に自動排除し、診療費支払機の画面及び音声で異物返却があることを患者様に通知すること。
- タ 硬貨釣銭の出金払出口（受皿）にもセンサー検知が可能であり、釣銭を抜き取るまで取り忘れ警告、取り忘れの音声案内が可能であること。
- チ 硬貨・紙幣つり銭を取忘れた際は、機器を休止して監視モニターへエラー警告を行い、取引履歴確認で取忘れた患者を特定ができること。
- ツ 安全性に配慮して現金が患者の目に触れることなく、現金回収時は、紙幣・硬貨ともに枚数を計数しながらカセット金庫（専用鍵付）へ回収されること。
- テ 安全性に配慮して現金が患者の目に触れることなく、硬貨釣銭装填時はカセット金庫(専用鍵付き)から自動計数装填ができること。また、硬貨装填中は扉を閉めることにより支払機から離れることができ、業務開始前の作業を 1 人で安全に且つ容易にできること。
- ト 釣銭準備金装填操作を行った際、診療費支払機本体で「装填前在高」「装填した金額」「装填後在高」の金種別情報用紙の発行ができ、用紙の確認と合わせてミスを予防する機能を有すること。
- ナ 現金回収操作（全回収、一部回収等）を行った際、診療費支払機本体で「回収前在高」「回収した金額」「回収後在高」の金種別情報用紙の発行ができること。
- ニ 金銭回収方法として、病院で任意に全額回収／売上金回収の選択ができること。
- ヌ 管理及び運搬時の負担を軽減する為、回収の為の紙幣／硬貨カセットが各 1 個であること。
- ネ 釣銭取り忘れ防止の為に、硬貨入出金部を照らすスポットライトを有すること。

(6) 領収書・診療明細書発行機能

- ア 本院指定の領収書・診療明細書・予約券・お薬引換券が発行できること。
- イ 本院指定の領収項目／レイアウトに対応でき、白紙用紙にフル印字（オーバーレイ）もしくはプレ印刷用紙（事前印刷用紙）の利用ができること。

- ウ レーザープリンターを内蔵し、領収書、診療明細書は最大 A4 サイズの用紙にて出力できること。
- エ 用紙は A4 用紙で領収書×500 枚、診療明細書×500 枚の計 1000 枚以上収納できること。
- オ コスト削減の観点から、診療明細書は白紙用紙が利用できること。
- カ 用紙の出力は背面出力方式であり、搬送距離を短くすることで、用紙詰まりを予防する対策がなされていること。
- キ 取り忘れ防止の観点から、複数枚発行する場合は用紙の抜き取りをしなくても次の用紙が印字されること。
- ク 係員機能として、当日取引分の領収書・診療明細書を本院が任意に選択して再発行できること。
- ケ 医事システムの情報を元に診療明細書の出力可否を選択できる機能を有していること。
- コ 用紙在庫の管理がしやすいように、印刷枚数日計表（診療費支払機で印刷した領収書/診療明細書の枚数集計）の出力ができること。

(7) クレジットカード・電子マネー機能

- ア IC クレジットカード決済・電子マネー決済の対応ができること。
※クレジットカード決済は接触式 ic および NFC（非接触式 ic によるタッチ決済）に対応していること。
- イ クレジットボタンを押すだけで、接触式・非接触式 IC クレジットカード払いの対応ができること。
- ウ 非接触式のタッチ決済対応ができること（NFC 搭載の携帯端末を含む）。
- エ 支払機金額によりタッチ決済ができない場合は、接触式 IC カード払いへの誘導案内ができること。
- オ 本院の契約内容に準じて、クレジットカードの支払い方法として、一括払い以外に分割払い・リボ・ボーナス払いに対応できること（タッチ決済を除く）。
- カ クレジットカード支払い時は支払い回数選択後、画面に「氏名・金額・支払い回数」を再表示し確認ボタンを押さないと決済が完了しないこと。また、選択内容を変更できること（タッチ決済を除く）。
- キ 領収書・明細書とは別の 80mm サーマル用紙（レシート）にカード利用明細書の発行が行えること。
- ク クレジットカードの取消処理が決済をした診療費支払機本体で行えること。
- ケ クレジットカードの取消処理結果が患者様用と医療機関用の 2 枚自動発行できること。
- コ 機器本体が複数台の場合でも、ルータ 1 個、インターネット回線ですべての診療費支払機でカード対応ができること。
- サ 本院のセキュリティポリシーに基づき、カード決済のための外部ネットワークと院内ネットワークを切り離して構築できること。

(8) 監視モニタ機能

- ア 複数の診療費支払機を一元管理できる監視モニタ（ノート PC）を 1 台用意すること。
- イ 監視モニタに定期的な更新を必要としないホワイトリスト方式のウィルス対策ソフトを搭載していること。もしくは本院の提供するウィルス対策ソフトを導入すること。
- ウ つり銭切れ、用紙切れ、その他の異常を監視する機能を備えていること。
- エ 監視 PC（制御コントローラ端末等含む）が停止しても診療費支払機の現金・クレジット取引に影響がなく取り扱えること。
- オ 制御管理端末等の通信制御装置が不要なシステムであり、一斉ダウンしない障害に強い仕組みであること。
- キ 監視 PC 以外に機器本体において単独で売上管理が行えること。
- ク 機器号機毎に入金情報及び現金の入出金情報が管理できること。
- ケ 患者様の取引履歴を検索できること。また、取引データは 90 日以上保持し、その間のデータはいつでも検索可能なこと。
- コ 監視モニタから診療費支払機にリモート操作で以下の遠隔操作、監視ができること。
 - ・全額回収もしくは売上金回収のカセット金庫への回収指示
 - ・現金専用対応／現金・カード併用対応／カード専用対応への切替指示及び取扱指示
 - ・電源 OFF、機器本体の状態（取り扱い/休止）の指示
 - ・データ検索機能およびエラー発生時のエラー詳細の表示機能
- サ 現金回収完了を当該監視モニタでリアルタイムに把握できること。
- シ 日計表帳票として、監視モニタで以下の帳票の発行ができること。
 - ・日計表、カード日計表（クレジット）およびカード取り消し日計表
 - ・在高一覧表
 - ・印刷枚数日計表
- ス 取引検索帳票、取引明細表帳票として、監視モニタで以下の帳票の発行ができること。
 - ・取引詳細（精算日時検索/患者番号検索/領収書番号検索/カード支払伝票番号検索/カード利用者検索）
 - ・ジャーナルログ検索印刷、カード会社利用者明細表、領収書番号順取引明細表（精算日時順/患者番号順）
 - ・金銭管理操作履歴

(9) その他

- ア 設置場所は機器の設置に配慮した以下の本院指定場所とすること。機器設置に掛かる費用は本調達に含むものとする。
- イ 医事会計システムとの情報連携費用については本調達費用に含めるものとする。
- ウ 本調達機器に必要な電源、LAN 配線、インターネット回線の工事費用は本調達に含まないものとする。
- エ 診療費支払機システム導入後、取り扱い方法について教育訓練を行うこと（取扱い説明用動画など提供が望ましい）。

- オ 保守は導入後、1 年間を無償保守期間とすること
- エ 機器の特性上、委託保守ではなく診療費支払機製造メーカーのメンテナンス要員が直接メンテナンスを行えること。
- カ メーカー直営の営業所が神奈川県に存在し、障害発生時は迅速に保守する体制が整っていること。
- キ 保守対応時間内に電話連絡をした場合は、病院側の特別な理由を除き、当日中に診療費支払機製造メーカーの保守員を訪問対応させること。なお支払機内蔵のレーザープリンター故障時も同様とする。
- ク 要求仕様書の内容はすべて必須要件であり、標準機能で対応が困難である場合はカスタマイズ対応を行うこと。またその費用については今回の調達費用に含むこと。

4 その他

- (1) 取扱説明書は、日本語版で2 部以上提供すること。
- (2) 物品の操作方法、日常的な保守の方法及び留意事項等について、当院担当者に十分な説明及び指導を行うこと。
- (3) 物品の設置等又は既設機器の撤去に際し、法令等の定めにより許可・届出等が必要な場合は、必要な書類を作成し関係機関に申請又は届出等の事務を代行すること。
- (4) 関係機関による検査が行われる際、当院の求めがあった場合は立ち会うこと。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、別途協議の上、決定すること。

5 留意事項

- (1) 「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従い業務を遵守すること。
- (2) 業務に関する連絡や障害の連絡を行う担当者と常に連絡が可能であること。
- (3) 各計画書、受託業務に関わる要員の従業者名簿を提出すること。なお、従事者名簿については契約日から1 ヶ月以内に当院へ提出すること。
- (4) 業務作業時のルール等については、当院の規則、指示に従うこと。
- (5) 受託者が使用する作業場所、システム環境については、当院の許可した範囲で使用するこ
と。
- (6) 会議や打合せ時のコミュニケーションに利用する言語は、原則として、すべて日本語で行
い、本システムも日本語に対応していること。
- (7) 業務の詳細について疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議の上、実施すること。